

那覇広域都市計画道路および中部広域都市計画道路の変更に係る都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解  
 那覇広域都市計画道路 1・4・3号宜野湾道路、3・1・1号国道58号宜野湾バイパス、3・2・1号国道58号  
 中部広域都市計画道路 1・4・1号宜野湾道路、3・1・1号国道58号

公述人	公述要旨	都市計画決定権者の見解
1	<p><b>【意見の要旨】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホテル横に建設予定の高架道路について、高さを低くした施工をお願いしたい。</li> <li>2. ホテル正面に交差点新設をお願いしたい。</li> <li>3. 高架道路のインターチェンジを沖縄コンベンションセンター交差点へ取付をお願いしたい。</li> </ol> <p><b>【理由】</b>                  私共が従事する観光業は、沖縄県のリーディング産業として、県民の雇用や暮らしを支えるとともに、沖縄経済における重要な推進力として、沖縄県の振興発展の一翼を担う産業です。                  当ホテルといたしましては、今後も観光産業の一員として持続していくためにも、お客さまへ満足を提供し、再度お越しいただける、リピーターの多いホテル作りを進めていきたいと考えております。                  つきましては、都市計画変更にあたりまして、以下の3点を申し出たいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高架道路の高さを低くする                      ホテル前的高架道路が建設された場合、現状3～4階フロア、2階プールエリアからの眺望が、高架道路によって遮ぎられてしまうため、高架道路の高さを低くすることで、景観を現状に近い状態で維持していただきたいと考えます。</li> <li>2. ホテル正面に交差点（信号機、横断歩道併設）を新設する                      道路新設の際、ホテル正面から国道58号線に向けて横断歩道付き交差点を新たに設置することで、歩行者の横断、車両の右左折の利便性を向上させ、併せて交通事故の防止が期待できる。</li> </ol>	<p>都市計画原案の公述意見に対する都市計画決定権者の見解は、下記の通りです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高架道路の高さについては、道路構造令等の基準に基づいて計画・設計されるものです。                      事業予定者によると、今後の高架橋詳細設計においては、周辺の眺望や景観にも配慮し、高架橋の桁高を抑える工法等も含め検討してまいります。</li> <li>2. ご意見の箇所は、現在、中央分離帯の開口部となっております。                      交差点(信号機、横断歩道併設)を新設する際は、本道路の円滑な交通流の確保、交通事故の危険性及び接続する道路とのネットワークの確保等の観点をもって検討する必要があり、信号機及び横断歩道の新設については、公安委員会との調整も必要となります。                      事業予定者によると、本開口部については、交差点としての要件を満たしていない状況とのことです。                      都市計画決定権者としては、事業予定者に対して周辺の土地利用や交</li> </ol>

	<p>3. 高架道路 I C を沖縄コンベンションセンター交差点に取り付ける</p> <p>現計画では、海浜公園入口（ラグナガーデンホテル南側）にインターチェンジ（IC）を設置予定であるが、コンベンション交差点側（市営陸上競技場北側）に移動設置することで同エリアにおける各種スポーツやイベントへのアクセス及び利便性が向上すると考えられる。</p>	<p>通の安全性等も踏まえ、詳細設計で検討するよう求めています。</p> <p>3. ご提案いただいた沖縄コンベンションセンター交差点付近へ I C を設置した場合、コンベンションセンターへのアクセス性が向上しますが、一方、海浜公園からの利便性が劣ることになります。</p> <p>本 I C の位置は沖縄コンベンションセンターと海浜公園の一帯的な利用に配慮して計画したものであることから、各種イベント等におけるアクセス性や利便性も確保されていると考えております。</p> <p>また事業予定者によると、沖縄コンベンションセンター交差点に I C を接続しようとした場合、海浜公園入口交差点までの間隔が短いため、宜野湾バイパスと高架道路（宜野湾道路）を結ぶランプ道路の縦断勾配が基準に適合しないため、構造等により困難とのことです。</p> <p>以上のことにより、事業計画について適切に検討されていること、また公述意見について、事業予定者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認した結果も踏まえ、都市計画原案を都市計画案とし公告縦覧を行います。</p>
--	---	---

那覇広域都市計画および中部広域都市計画道路の変更に係る都市計画案への意見に対する都市計画決定権者の見解  
 那覇広域都市計画道路 1・4・3号宜野湾道路、3・1・1号国道58号宜野湾バイパス、3・2・1号国道58号  
 中部広域都市計画道路 1・4・1号宜野湾道路、3・1・1号国道58号

番号	意見要旨	都市計画決定権者の見解
1	<p>西海岸道路の整備について異論はありませんが、ICの計画位置については問題がありますので意見します。</p> <p>まず、宜野湾道路の起点である北谷交差点は主要渋滞箇所にて特定されており、計画案のとおり当該交差点に出入口を設置しても渋滞緩和には繋がらないことから、起点の位置は北伸すべきと考えます。</p> <p>次に、大山北ICについては、同じく主要渋滞箇所にて特定されている伊佐交差点から宜野湾バイパスに至る2車線の市道に接続する計画のようですが、当該路線は現在も慢性的に渋滞している状況にあり、更なる交通負荷の増大が懸念されることから、中間ICの位置としては望ましくないと考えます。</p> <p>また、大山南ICについては、宜野湾海浜公園前に計画しているようですが、コンベンションセンターにてイベントが開催された際は、周辺道路の激しい渋滞が宜野湾道路本線まで及ぶことが懸念されることから、中間ICの位置としては望ましくないと考えます。</p>	<p>都市計画案への意見に対する都市計画決定権者の見解は下記の通りです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>宜野湾道路の起点の位置を北伸すべきというご意見について、事業予定者によると、北谷交差点を含む国道58号の(仮)北谷IC以北については、北谷町浜川(国道道路入口交差点)～宜野湾市伊佐(伊佐北交差点)までの区間で、現在の平面6車線を平面8車線に拡幅する計画として北谷拡幅事業が既に事業化しており、北谷交差点及び謝莉交差点での渋滞については、当該事業の交差点改良などにて対応していくとのことです。北谷交差点の交通処理能力についても、宜野湾道路だけでなく北谷拡幅も含めて、供用された時の解析により確認しており、交差点として交通処理が可能であることを確認しているとのことです。</p> <p>大山北IC及び大山南ICの位置に対するご意見について、事業予定者によると、(仮)大山北ICは、沖縄西海岸道路と沖縄市及び東海岸側との東西連絡道路として、重要物流道路及び緊急輸送道路として指定されている県道81号宜野湾北中城線との円滑な接続を考慮したICの位置が検討されております。また、現在官民一体で西普天間住宅地区の整備が進められており、当該地域へのアクセス性も考慮したICを計画されております。懸念されている交通負荷の増大に関しては、宜野湾道路と併せて交差点の改良を行うことにより、交差点として交通処理が可能であることを確認しているとのことです。</p> <p>(仮)大山南ICは、沖縄西海岸エリアの主要施設である「宜野湾海浜公園」や県内最大級MICEである「沖縄コンベンションセンター」、トロピカルビーチ等の施設と沖縄北部・中部地域との連絡を考慮したICの位置が計画されております。</p> <p>また、(仮)大山南ICを含む宜野湾道路が供用された時の解析により、周辺交差点の状況を確認しており、1日のピーク時の交通量も踏まえ、交差点として交通処理が可能であることを確認しているとのことです。</p>

	<p>よって、計画案の I C は現状の道路や施設を考慮したものに過ぎず、長期的な視点が欠如していることから、I C の位置については沖縄県において今後整備を検討している東西連絡道路等、将来の広域道路ネットワークを考慮して検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>将来の広域道路ネットワークを考慮した検討の必要性に対するご意見について、宜野湾道路の計画においては、現段階で予測可能な県全体の交通の流動や I C 周辺の土地利用状況を踏まえて、長期的かつ広域的な交通ネットワークを考慮して計画されています。</p> <p>なお、事業予定者によると、引き続き交通状況や県道 24 号線パイパスなど周辺の道路整備状況を踏まえつつ、沖縄西海岸道路の北伸等も踏まえ調整・検討を進めていくとのことでした。</p> <p>以上のとおり、本計画は適切に検討されていること、また、事業予定者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認した結果も踏まえ、都市計画案の通り決定したいと考えております。</p>
--	--	---



宜 建 都 第 243 号-2

令 和 5 年 12 月 8 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

宜野湾市長 松川 正則



那覇広域都市計画道路の変更について（回答）

令和5年10月6日付け土都第639号で依頼のありました、那覇広域都市計画道路「1・4・3号 宜野湾道路」他2路線の都市計画変更については異存ありません。なお、今後の事業実施にあたっては、下記のとおり意見を付しますので、ご配慮頂きますようお願い致します。

記

1. 事業者においては、将来的な広域道路ネットワーク計画や本市のまちづくり計画、西海岸地域の渋滞状況等を踏まえ、宜野湾道路におけるインターチェンジの設置方法等について、沖縄県及び本市と調整を図りながら事業を進めるよう努めていただきたい。
2. 事業者においては、今後も引き続き本市との連携・調整を図りながら事業の実施に努めていただきたい。

以上





北都 5 第 4 9 5 2 号  
令和 5 年 1 2 月 8 日

沖縄県知事 玉城 康裕 様

北谷町長 渡久地 政志



中部広域都市計画道路の変更について（回答）

令和5年10月6日付け土都第639号で照会のありました見出しの件について、下記意見を附し回答いたします。

記

- 名 称 中部広域都市計画道路の変更について（県決定）  
1・4・1号 宜野湾道路  
3・1・1号 国道58号
- 意 見
- ・景観について可能な限り地元への配慮を行うこと。
  - ・既存道路との取り付けについて可能な限り地元への配慮を行うこと。
  - ・橋脚の設置位置等について可能な限り地元への配慮を行うこと。

